

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	大町町では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で大町町に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収
③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 確定申告支援システム 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16 並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	《情報照会の根拠》 番号法第19条7号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条 《情報提供の根拠》 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課税務係
②所属長	町民課長 西森明広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課税務係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]